

# 北上川中流地域森林計画変更計画書 (案)

(北上川中流森林計画区)

変更計画期間

自 平成27年12月 日

至 平成35年 3月31日

〔 計 画 期 間 〕  
自 平成25年 4月 1日  
至 平成35年 3月31日

平成27年12月

岩 手 県

## 変 更 理 由 等

### 1 変更理由

遠野市、一関市及び西和賀町において、官行造林の返地があったため、森林面積の異動が生じたこと。

### 2 変更の内容

別紙のとおり。

## 目 次

Ⅱ 計画事項 .....	1
第1 計画の対象とする森林の区域 .....	1

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位：ha

区 分	面 積	備 考	
総 数	<u>203,313</u>	128.09ha の増	
市 町 村 別 内 訳	奥 州 市	34,746	
	金ヶ崎町	4,349	
	花 巻 市	32,230	
	北 上 市	7,000	
	西和賀町	<u>13,856</u>	60.04ha の増
	遠 野 市	<u>38,827</u>	32.58ha の増
	一 関 市	<u>69,622</u>	35.47ha の増
	平 泉 町	2,685	

- 注1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者になった旨の届出及び同法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）の対象となる。
  - 3 森林計画図の縦覧場所は、岩手県農林水産部森林整備課、県南広域振興局林務部、花巻農林振興センター、遠野農林振興センター、一関農林振興センター及び関係市町とする。
  - 4 単位未満を四捨五入しているため、市町村別内訳の合計と総数は一致しない。